

園芸施設共済

加入対象は

- ① パイプハウス、ガラス温室、鉄骨ハウス、雨よけハウス（屋根面のみ被覆）
パイプハウスの種類 $\begin{cases} \circ \text{パイプの外径が} 25.4\text{mm} \text{以下のもの} \rightarrow 40-1\text{型} \\ \circ \text{パイプの外径が} 31.8\text{mm} \text{以上のもの} \rightarrow 40-2\text{型} \end{cases}$
- ② 附帯施設 … 温湿度調整設備、照明設備、灌排水設備、自動制御設備など
- ③ 施設内農作物（加入できる作物は表のとおりとなります。）

葉菜類	ほうれんそう、レタス、しそけ、こまつな
果菜類	ピーマン、トマト、きゅうり、ミニトマト、いちご、なす
花き類	トルコギキョウ、ストック、ゆり、りんどう、宿根かすみそう、宿根性スターチス、スターチス・シヌアータ、スプレーギク、フリージア、カラー、スイセン、チューリップ、シクラメン、カーネーション、一輪ざく、小さく、ばら、アルストロメリア、アネモネ



- ④ 撤去費用 … 倒壊などによる取片付け費用を補償します。

（ガラス室、鉄骨ハウスに限ります。）

（注）1. 加入する場合は、所有するすべてのハウスを申し込まなければなりません。

2. 附帯施設、施設内農作物、撤去費用は農家の選択により、ハウス本体に併せて加入できます。

加入できるのは

組合員であれば加入できます。

農作物共済や他の共済に加入がなく、ハウスのみで組合員となる農家は、ハウスの設置面積が2a以上となります。（ガラス室は1a以上。）

※組合定款、共済規程で定められています。

対象となる災害は

●風水害、ひょう害、雪害その他気象上の原因
(地震及び噴火を含む) による災害



●火災



●航空機の墜落及び接触
並びに航空機からの
物体の落下



●破裂及び爆発



●車両及びその積載物の
衝突及び接触



●鳥獣害



●病虫害



補償される期間は

責任開始日が定められております。（詳しくは、組合におたずね下さい。）

被覆（栽培）する期間に応じ加入ができます。（2ヵ月から12ヵ月まで）

施設内農作物は、播種または移植から収穫が終了するまでとなります。（補償期間内に限ります）

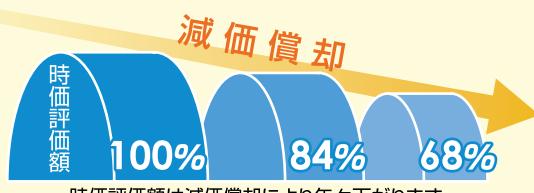
共済価額は

ハウス本体、附帯施設の時価評価額及び施設内農作物の価額を1棟ごとに算定します。

また、施設内農作物は農作物を生産するために要した費用を共済価額とします。

園芸施設の経年減価(減価償却)

ハウスは建設後、時間の経過とともに風雨等により劣化が進み、強度や耐久性が低下して価値が下がっていきます。施設本体や附帯施設には時価現有率、ビニールには被覆経過割合を定め、時価額を算定します。



時価評価額は減価償却により年々下がります。

プラスチックハウスⅡ類(パイプハウス)・附帯施設の時価現有率					
1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上
100%	84%	68%	52%	36%	20%

ビニールの被覆経過割合			
一般軟質	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上
	100%	50%	25%
耐久性軟質	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満
	100%	71%	50%

※他の施設区分、ビニールについてはお問い合わせください。

共済金額（契約補償額）は

災害にあったときに補償される最高の限度額です。

付保割合…最低（40%～60%の範囲で組合が定めています）から80%を超えない範囲で農家が選択できます。

（例えば）

パイプハウスの時価額が25万円で、付保割合80%の場合

$$25\text{万円} \times 0.8 = 20\text{万円} \text{ (共済金額)}$$

（注）1. 加入する場合は、全棟同じ選択割合となります。

2. 施設内農作物は、投下した生産費をもとに、葉菜類・果菜類・花き類ごとに定められます。

掛金は

共済掛金は、ハウスの種類（型）や、設置してからの経過年数などにより異なります。

$$\text{掛金} = \text{共済金額} \times \text{共済掛金率} \text{ (ハウスの型により異なります)}$$

ハウスの型	骨材	被覆材
ガラス温室	鋼又はアルミ	ガラス
パイプハウス	パイプ	ビニール
鉄骨ハウス（下）	鋼及びパイプ	ビニール
鉄骨ハウス（中）軟	鋼又はアルミ	軟質ビニール
鉄骨ハウス（中）硬	鋼又はアルミ	硬質ビニール
鉄骨ハウス（上）	鋼又はアルミ	合成樹脂板
雨よけハウス	鋼、アルミ、パイプ	ビニール等

- （注）1. 補償する期間を1年未満とした場合、掛金は月割で計算されます。
2. 掛金率はパイプハウスについては、組合ごとに設定されており、それ以外のハウスは県内同一で、3年ごとに改定されます。

$$12\text{ヵ月未満加入の掛金} = 1\text{年の掛金} \times \frac{\text{共済責任期間 (月数)}}{12\text{ヵ月}}$$

(例えば) 契約金額20万円で掛金率3%とした場合

	共済金額	掛金率	
12か月加入の場合	掛金 = 200,000円	× 3%	= 6,000円
6か月加入の場合	掛金 = 200,000円	× 3% × 6/12	= 3,000円
※ 国が掛金の50%を負担しますので、農家負担掛金は半分で済みます。			
(共済金額8,000万円までは国が半額負担)			
12か月加入の農家負担掛金 = 6,000円 × 0.5 = 3,000円			
6か月加入の農家負担掛金 = 3,000円 × 0.5 = 1,500円			

※農家負担掛金に賦課金を加えた額を組合に納めていただくことになります。

共済金の支払いは

共済事故の発生の都度、1棟ごとに損害評価を行い共済金が支払われます。

ただし、損害額が3万円または共済価額の1割を超える損害が発生した場合、共済金が支払われます。 ※補償期間内であれば全損になるまで何回でも補償します。(1回の事故ごとに修復したものにつき。)

$$\text{支払共済金} = \text{損害額} \times \text{付保割合} \text{ (最高80\%)}$$

○損害額の算出方法

パイプ部分の損害額	=	パイプの時価額	×	(被害を受けたパイプの本数 / 総使用本数)
ビニールの損害額	=	ビニールの時価額	×	被害面積割合 × (1 - 自然消耗割合)

(計算例) ビニールの時価額10万円、被害面積割合60%、加入後5か月目に被害、選択割合80%の場合。

損 害 額	=	時価額	被害面積割合	自然消耗割合	ビニールの損害額
		100,000円	× 60%	×(1-0.12)=	52,800円
支払共済金	=	損害額	選択割合		
		52,800円	× 80%		= 42,240円

ビニールの自然消耗割合

共済事故により被覆材に損害が生じた場合、加入時の被覆材の時価額から自然消耗部分を差し引いた額に被害面積割合を乗じて被害額を算出します。

一般軟質フィルム	
自然消耗割合	適用 経 過 月
0	責任開始日から3ヶ月間
0.12	責任開始日以後4ヶ月から3ヶ月間
0.25	責任開始日以後7ヶ月から3ヶ月間
0.37	責任開始日以後10ヶ月から3ヶ月間

耐久性軟質フィルム	
自然消耗割合	適用 経 過 月
0	責任開始日から6ヶ月間
0.14	責任開始日以後7ヶ月から6ヶ月間
耐久性硬質フィルム	
自然消耗割合	0

無事戻し

掛金は掛け捨てではありません。

3年間継続加入で、無事故又は被害が少ない場合、掛金の一部を無事戻し金としてお返ししております。

